



考えてみませんか? 教育基本法

新しい時代にふさわしい
教育基本法と教育振興基本計画の
在り方について
(答申の概要)

教育基本法を知っていますか?

教育基本法は、戦後の日本の教育の根本を定めるために憲法と同じ昭和22年に施行された法律です。

教育基本法は、制定以来半世紀以上の間、一度も改正されていません。この間、国民の教育水準は大きく向上し、社会も豊かになりましたが、一方で、社会状況の大きな変化の中で、残念ながら我が国の教育は多くの課題を抱え、危機的な状況に直面するようになっています。

このため、中央教育審議会では、現行教育基本法の普遍的な理念や原則は大切にしながら、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、今日極めて重要な教育の理念や原則を明確にするために、教育基本法の改正が必要であると考えます。

新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について(答申の概要)

—具体的な改正の方向—

学校教育(第6条第1項関係)

- 学校の基本的役割は、発達段階に応じて知・徳・体の調和のとれた教育を行うとともに、生涯学習の理念の実現に寄与することであること
- 大学・大学院の役割が重要であること
- 私立学校の役割が重要であること
- 学校は、国、地方公共団体、法律に定める法人が設置できること

教員(第6条第2項関係)

- 教員は、自らの使命を自覚し、その職責の遂行に努める必要があること
- 教員は、研究と修養に励み、資質向上を図る必要があること
- 教員の身分の尊重、待遇の適正が図られる必要があること

教育の機会均等(第3条関係)

- すべて国民は、ひとしく、その能力に応する教育を受ける機会を与えられなければならないこと
- 国や地方公共団体は、経済的理由による修学困難者に奨学の方法を講じなければならないこと

宗教に関する教育(第9条関係)

- 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する知識や宗教の持つ意義を尊重することが重要であること
- 国公立学校においては、特定の宗教のための宗教教育や宗教的活動を行ってはならないこと

義務教育(第4条関係)

- 義務教育の期間を9年間とすること
- 義務教育の授業料は無償とすること

家庭教育(第7条関係)

- 家庭は教育の原点であり、子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、豊かな情操をはぐくむなどの役割や責任を有すること
- 国や地方公共団体は、家庭教育を支援する必要があること

社会教育(第7条関係)

- 学習機会の充実を図ることが重要であり、社会教育は、国や地方公共団体によって奨励され、振興される必要があること

学校・家庭・地域社会の連携・協力

- 教育の目的を実現するため、学校・家庭・地域社会の三者の連携・協力が重要であること

教育振興基本計画の策定

- 未来への先行投資である教育を重視する観点から、「教育振興基本計画」を策定する必要があること

国家・社会の主体的な形成者としての教育(第8条関係)

- 自由で公正な社会の形成者として、国家・社会の諸問題の解決に主体的にかかわっていく意識や態度を涵養することが重要であること
- 学校においては党派的政治教育等を行ってはならないこと

国・地方公共団体の責務(第10条関係)

- 教育は不当な支配に服してはならないこと
- 国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、国と地方公共団体は教育におけるそれぞれの責務を果たす必要があること

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)
朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を得て
経た教育基本法を裁可し、ここにこれを公布せしめ
る。

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で
文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉
に貢献しようとする決意を示した。この理想的の実現
は、根本において教育の力によべきものである。
われらは、個人の尊嚴を重んじ、真理と平和を希
求する人間の育成を期するとともに、普遍的にして
しかも個性ゆたかな文化的創造をめざす教育を普
及徹底しなければならない。
ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明
示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、
この法律を制定する。

第一条 教育の目的 教育は、人格の完成をめざし、
平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正
義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重
んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民
の育成を期して行なわなければならない。

第二条(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会
に、あらゆる場所において実現されなければならない
この目的を達成するためには、学問の自由を尊
重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の
敬愛と協力を以て、文化の創造と發展に貢献す
るよう努めなければならない。

第三条(教育の機会均等) 全て国民は、ひとしく、
その能力に応する教育を受ける機会を与えられ
なければならないのであつて、人種、信条、性別、
社会的地位、経済的地位又は門地によつて、教育
上差別されない。

第四条(義務教育) 国民は、その保護する子女に、
九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第五条(男女共学) 男女は互に敬重し、協力し合
わなければならないものであつて、教育上男女の共
学は、認められなければならない。

第六条(学校教育) 法律に定める学校は、公の性質
をもつものであつて、國又は地方公共団体の外、公共
法律に定める学校的教員は、全体の奉仕者であ
る。

第七条(社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その
社会において行われる教育は、國及び地方公共
団体によつて奨励されなければならない。

第八条(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政
治的教養は、教育上これを尊重しなければならな
い。

第九条(宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び
宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊
重しなければならない。

第十条(教育行政) 教育は、不当な支配に服する
ことなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行
われるべきものである。

第十一条(補則) この法律に掲げる諸条項を実施す
るために必要な場合には、適當な法令が制定
されなければならない。

この法律は、公布の日から、これを施行する。

こんなに違う半世紀前！

－基本法制定当時と現在との比較－

○平均寿命	男性	50.06歳(昭和22年)→78.07歳(平成13年)
	女性	53.96歳(同上)→ 84.93歳(同上)
○合計特殊出生率		4.54(昭和22年) → 1.33(平成13年)
○65歳以上人口の割合		4.94%(昭和22年) → 17.34%(平成12年)
○高校進学率		42.5%(昭和25年) → 97.0%(平成14年)
○大学等進学率		10.1%(昭和30年) → 48.6%(平成14年)
○産業別就業率		
	第1次産業(農業、林業、漁業)	48.5%(昭和25年) → 5.0%(平成12年)
	第2次産業(鉱業、建設業、製造業)	21.8%(同上) → 29.5%(同上)
	第3次産業(サービス業)	29.6%(同上) → 64.3%(同上)

Q. 「教育基本法を改正すると教育はどう変わるの？」

A. 教育基本法の改正は、抜本的な教育改革の第一歩です。今後、新しい理念や原則を踏まえて学校教育法、社会教育法をはじめ関係する教育法令の改正を行うことにより、教育の枠組み全体を新しくする必要があります。

また、新しい教育の理念を具体化するためには、法令改正に加えて、関係施策を総合的・体系的に組み立てた「教育振興基本計画」を策定することが必要です。計画には、例えば、「いじめ、校内暴力などの「5年間で半減」を目指す」のような具体的な目標を掲げることも重要です。

こうした取組を両輪として実施することによって、新しい時代にふさわしい教育を実現していく必要があります。

また、真の教育改革は、行政だけで実現することはできません。家庭において、地域社会において、国民の皆さん一人一人の積極的な参画が必要です。新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について、ご一緒に考えてみませんか？

答申、教育基本法の改正及び教育振興基本計画の策定についての御意見をお待ちしております。

御意見は、郵送または電子メールにて、下記担当までお送り下さい。

担当：文部科学省生涯学習政策局政策課中央教育審議会担当

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

E-Mail : chukyo@mext.go.jp